

別紙「収益的収支と資本的収支の区分の由来について、講師私見」

企業会計原則には

「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。

資本剰余金は、資本取引から生じた剰余金であり、利益剰余金は損益取引から生じた剰余金、すなわち利益の留保額であるから、両者が混同されると、企業の財政状態及び経営成績が適正に示されないことになる。」

とあります。

これは、資本取引の支出（資本的支出）（≒投資）の財源として得たもの（資本的収入）を、損益取引（収益的収支）で赤字が発生した場合の補填用として損益取引の勘定にしてはならない、ということです。

そうしないと、投資に基づき経営活動をした成績が正確に反映されない。つまり、損益取引の粉飾を防ぐということが目的ではなかったかと思います。

また資本取引（資本的収支）は発生した年度の経営成績に直接かかわるものではなく、長期間にわたって損益取引（収益的収支）に関わっていくものとして整理する。

例えば、資産の価値は投資（取得）した年度から徐々に減価償却費として損益取引に関わったり、繰延収益は長期前受金戻入額として徐々に関わるように、長期にわたって損益取引に関わることとなります。

損益取引は一定期間に区切った間（会計年度）の取引ですが、資本取引は投資をした時から償却完了までの会計年度に縛られない取引を表すものと言えます。